

1 3 番 改めまして、おはようございます。通告7番 13番議員、石井 熱です。通告に従いまして、都市計画道路と関連道路の明日はと、マイナンバー法、周知と情報管理はとの質問項目で町の考えをお伺いします。

最初に、都市計画道路と関連道路の明日は、大井町の未整備都市計画道路であります酒匂縦貫道路より国道255号までの都市計画道路、県事業として計画され、さきの議会において町道として道路認定されました。県においては、26年度、予備設計が実施され、27年度、詳細設計、27、28、29年度、用地準備、そして、30年か31年度に着手と作業工程が町より示されています。

これらの経過から、工事着手に向けて、県、JR東海等の話し合いは、順調に進行していると理解しております。一方、長年の懸案事項であった中央土地区画整理事業は5月9日、中央土地区画整理事業組合の設立総会が行われ、組合の用地内を横断する都市計画道路とのかかわりは、買収の面積、金額、完成時期等密接に関連してくると思われます。

そこで、以下の項目についてお伺いいたします。

1、26年度、予備設計がされるとの計画であったが、道路規格は提示、あるいは決定されているか。車道、歩道、自転車道等また、幅員、交差点、信号機等はどうであるか。

2つ目、都市計画道路約1,100メートル内のうち、市街化区域と調整区域があります。沿線開発に関して規制等が予定されているか、また、以前問題が提示された御殿場線との交差に伴う踏み切り統廃合問題、同じく水路問題は協議の俎上に上がっているか。

3、町長は、篠窪バイパスが完成時には、町道4号線の一部区間を県道に格上げをお願いしていくと発言されているが、255号から4号線に入る道は、私有地内道路が含まれている。また、上大井赤坂における県道72号線との合流地点問題等における発言も安全・安心の検知から大変重要な課題と認識しておりますが、町長の発言の実現の可能性、また、実現度は。

4、26年度事業において、町内道路、路面性状調査を委託され、3月末に結果が出ると答弁されているが、調査結果と結果に基づく事業化見通しをお聞きします。

次に、マイナンバー法、13年に法律が成立し、今年10月より12桁の番号が世帯に届けられる。その後、勤務先より番号を届けるように求められてくる。16年1月以降、希望者は個人番号カードを受け取ることができる。将来は大きな利点が予測されるが、リスクも懸念される。自治体としてまた、事業者として町の対応をお聞きいたします。

昨日、同僚議員が質問し、重複がありますが、御配慮願えれば大変あり

がたく思います。

以上で、登壇での質問とさせていただきます。

町長 改めまして皆さんおはようございます。それでは、通告7番 石井 勲議員の都市計画道路と関連道路の明日はというような御質問で、細かく4点頂戴し、またマイナンバー法、周知と情報管理はというようなことで1点頂戴しているわけでございます。

そのような中で、都市計画道路のまず詳細の1点目でございますが、都市計画道路金子開成和田河原線につきましては、平成26年3月に足柄紫水大橋が開通し、1年以上が今、経過して今日に至っているところでございます。これによりまして、酒匂川を隔て、足柄上地域を東西に結ぶ交通は、これまで見られてきた渋滞や混雑も見受けられないようになり、なったわけでございまして、足柄紫水大橋の開通による効果が大きく発揮されていたというような状況になったわけでございます。この足柄紫水大橋より東側、県道711号、通称酒匂縦貫道路から国道255号線までの区間につきましては、平成26年度に神奈川県により測量、土質調査が行われるとともに、あわせて予備設計が行われたところであります、いよいよ県事業として取り組みがされたものと認識をしているところでございます。現在のところ、神奈川県警やJR東海と事前協議を行っている状況にあるわけでございます。

車道・歩道・自転車道の幅員等の具体的な道路規格につきましては、いまだ決定していないというような状況であるわけでございます。

これが、今、協議中のなかでそういうような状況だと御認識していただければ、町といたしましても、一刻も早い全線開通を目標に引き続き神奈川県と連携し、事業促進を図ってまいりたいというような考え方でございます。

また、南足柄、開成町、大井町、1市2町で構成します都市計画道路和田河原・開成・大井線建設促進協議会により、引き続き早期整備についての要望活動を行ってまいりたいと考えておるところでございます。石井議員におかれましては、促進協のメンバーでもありましたので、この辺のところ重々御承知のことと存ずるところでございます。

2点目の、都市計画道路、約1,100メートルの沿線開発と御殿場線交差に伴う踏み切り、水路の問題はという御質問でございますが、都市計画道路の沿線開発につきましては、特に、現在進めております大井中央土地区画整理事業が、新たな市街地を形成する重要な開発事業になるわけでございます。この区域内を通過する都市計画道路の着実な推進が区画整理事業の施行に大きな影響を与えますように、都市計画道路の早期整備を

望んでいるところでございます。

また、他の沿線地域の開発につきましては、現在のところ具体的な計画や、相談等はございません。この区間の沿線地域は、都市計画における区域区分が混在した地域になりますので、それぞれの要件にあった土地利用を行っていくものというような認識を持っているところでございます。

御殿場線交差に伴う、踏み切り、水路につきましては、特に都市計画道路がJR御殿場線や、町の水路と横断する箇所では、立体交差に伴う道路の迂回や、水路の切り回し等が予測されているところでございますが、本年度は、神奈川県により詳細設計の実施や、JR東海との調整に取り組んでいただいておりますので、これら引き続き神奈川県と協議してまいりたいというようなことでございます。何はともあれ、JRとの協議が済みませんと、この辺のところは決定し得ないとそういうような状況にあるというようなことで御認識いただければと、お願いをするところでございます。

3点目の「町長は町道4号線の一部県道格上げをお願いしていく」と発言されているが、255号線から町道4号線に入るが私有地内の道路も含まれている。また、上大井赤坂での県道72号との合流問題等の発言における実現度はというようなことでございますが、町道4号線は、上山田地区の町道8号から中屋敷地区、下山田を経由しまして、県道松田国府津線に至るまでの距離が長い幹線1級町道でございまして、通行車両は、町民の方を初め、秦野・中井方面から上大井方面や、あるいは町道5号線を経て国道255号へアクセスする道路として、通行量の非常に多い道路でございます。

この町道4号線の周辺では、県道大井秦野、通称篠窪バイパスの整備が行われておるわけでございまして、平成28年度を目標に進められていることや、都市計画道路金子開成和田河原線の酒匂縦貫から東側、国道255号線までの整備が、神奈川県により事業化されたところであります。こうした周辺道路の連絡道路が整備されますと、町道4号線の流入する車両が一層増加することが予想されるわけでございます。当然、町道4号線が町に基幹道路であるわけでございますし、相和活性化におきましても、この道路が大変重要な位置づけじゃなかろうかなと思いますし、エバラ食品さんといろんな協議をする上においても、いろんな制約がある道路、今、石阿ら山の圃場整備をしておりますが、1日通行する車両台数と近隣との承諾を得て車両を通過させているというような状況は、道路としての機能が半減以下だというような認識を持っておるところでございますので、この道路を整備していくというようなことが、相和活性化の私は、

礎になる道路の1つじゃなかろうかなと、当然、集落間道路もあるわけでございますが、今後いろんな企業の活動等を支援していく上においても、重要な路線というような認識を持っているわけでございます。

そのような町道4号線を取り巻く道路環境が変化する中、地域間を連絡する道路としての役割を周辺地域の効果を勘案し、町道4号線の県道移管につきましては、今後、さまざまな道路環境や、条件などを整理し、実現に向けて取り組んでまいりたいと、また取り組まなければならない道路であるというような認識を持ち、そんな説明をさせていただき、県にもお願いをしてきてているところでございます。

また、4点目の御質問でございますが、平成26年度に路面性状調査事業を実施した背景でありますと、高度経済成長期に整備された多くの社会資本は施設の老朽化に伴いまして、さまざまな問題が深刻化している状況にあるわけでございまして、平成24年に発生した中央自動車道笛子トンネルの事故を機に、トンネルや舗装、擁壁等の道路附属物、橋梁などの道路施設について総点検を行い、安全性確保の推進に努めることが、国より通知されております。

このような中、路面を初めとした道路施設の維持管理を着実に行っていくためにも、定期的な点検を実施することにより異常を早期に発見し、速やかに対策を講じることが、事故の未然防止を図っていく上で大変重要であると認識しているところでございます。

当町における道路維持管理の日常的な対策といたしましては、職員による定期的な道路パトロールを実施しており、路面の異常などの発見、把握に努めているところでございます。

異常を発見した場合には、早期にこれに対応しておるというようなことでございます。

平成26年度に実施しました路面性状調査では、道路のでこぼこ、ひび割れ、わだち掘れなどの道路の傷みぐあいの調査を行ったところであります。この現地調査は、道路ストックの総点検実施要領に基づき実施されており、その結果は、路線の一定区間ごとに大規模な修繕が必要、小規模な修繕が必要、局部的な修繕が必要、日常の維持管理を行うなどの判定基準に分類をしておるものでございます。

また、最終的な調査結果は、路面の状態だけの判定ではなく、調査対象の道路が、地域防災計画の緊急輸送道路に指定されていることや、幹線道路の位置づけ、あるいはバス路線であるか等の重要度の条件を加味し、路面補修工事の優先順位をつけさせていただくところであります。

これにより、平成27年度に補修計画予定の町道7号線につきましては、

特にひび割れ率が高く、緊急輸送道路であることや、幹線町道であること、バス路線であること等から、優先順位を高く、路面補修の必要性が改めて認識できたというところでございます。

また、その他の路線につきましても、この調査結果に基づき、順次計画的に路面補修に取り組んでまいりたいとそんな考えでございます。

続きまして、大きな2のマイナンバー法、周知と情報管理はというような御質問でございますが、マイナンバー制度の対応につきましては、曾根田議員から御質問をいただきておりますが、改めて制度の概要を含め御回答申させていただきます。

マイナンバー制度は、行政手続を簡単にすることや、行政手続を正確に行うこと、及び給付などの不正受給の防止により国民の利便性を高め、行政の効率化や公平公正な社会の実現を目的とする制度であります。

大井町では、国のスケジュールに沿って、本年10月から住民票を有する全ての方に12桁の個人番号通称マイナンバーを付番する上、通知カードにより通知し、平成28年1月から、希望者に、顔写真が入った個人番号カードを交付する予定とそんな運びとなっております。

マイナンバー制度に対する周知は、国においては、内閣府のホームページなどでも行っているところでありますが、町においては、6月に開催される町政懇話会で説明するほか、町の広報6月号や、ホームページ6月中で周知する予定であります。以降につきましても、継続的に情報発信を行ってまいらなければならないというような認識を持ち、準備を進めているところでございます。

マイナンバー制度では、1つの番号でさまざまな個人情報がひもづけられていることや、アメリカや韓国で発生している成りすまし事件の被害の大きさから、個人情報の保護に対する懸念があることから、それを払拭することが大きな課題というような認識を持っておるものでございます。

町といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、個人番号を取り扱う事務を法律の範囲内に限定するとともに、個人番号を取り扱う者、いわゆる個人番号利用事務等実施者を明確にして、それ以外の者がいたずらに個人番号等を閲覧できないように管理するというような考え方でございます。

なお、9月議会には、番号法施行に合わせて、町の個人情報保護条例等を改正する予定でありますが、改正の内容については、他市町の状況を踏まえながら、遺漏のないよう努めてまいりたいそんな考えでございます。

重ねて、マイナンバー法に基づく制度の円滑な導入につきましては、情報システム、関連業務、周知PR、職員の情報管理に対して、町が一丸となって横断的に取り組まなければならないというような考え方でございます。

以上でございますが、新たな導入というのはリスクも予想されるわけでございますが、それを乗り越えて我々が進まなければ新たな手段、手法は受け入れることができないわけでございまして、何はもとより慎重な対応の中で、この導入に係ってまいりたいと、そんな考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

1 3 番 御答弁いただきました、また、昨日の同僚議員からの質問等と大分かぶさってるところがありますけれど、よろしくお願ひしたいと思います。幾つか再質問させていただきたいと思います。

最初に、道路規格、詳細設計は今年やっていくということで、県のほうで今、準備をしてるということですけれど、その県の準備の段階の中に、大井町として意見を発信する、発言するその場は設けられてられているのかどうか、その辺をお聞かせ願います。

都市整備課長 道路の規格の根本は、交通量が基本になります。これに基づいて、県が委託を出して今、国等の規格を決めているんですけども、中身はどこがやっぱり一番合意をとらなければいけないということは、こちらが考えても警察等のどうしても交通安全上の形がありますので、そこを中心に町も県の意見を聞きながら進めているとそういう感じでございます。

以上です。

1 3 番 この道路は、町道としているところですから、町道で認定しますけれど、県が施行するということですけれど、規格においては町道規格となるのか、道路規格ですよね。幅とかそういうじやなくって、厚みと道路の幅とか、そういうものは県規格になるんですか、町道規格になる予定ですか。その辺をお聞かせいただきたいです。

都市整備課長 県規格というよりも、この道路の位置づけが、どういうような位置づけっていう、先ほど申し上げましたとおり、交通量を想定しての都市計画道路ですので、ある程度広域的な部分を結ぶ道路になります。役割もそういう形になりますので、交通量の想定からその規格を決めていくと、そういうような感じでございます。

以上でございます。

1 3 番 規格がってこと私のほうがよくわからなかったんですけど、交通量によってその規格が決まってくるというような御答弁ですので、実は協議の中で道路規格に関して以外に、土地を取得していくとか、もちろん

大井町でも3ヵ所、何回かの場で数億円の予算と投じて、町長の決断でそれができて、それが非常に県に好印象を与えてここに県のほうでというような話を今までお聞かせ願っておりますけれど、実際に道路が幅が決まってということになりますと、地権者等道路買収とか、道路の話し合いが持たれると思うんですね。そのときには、町に主導で規格はまた別として、町主導で交渉に当たるのか、あるいは県の出先として、出先と言うたらおかしいですね。委託を受けて町がやるのか。どちらが責任主体になるのかお聞かせ願います。

都市整備課長

事業を進めていただくのは、県事業としてやっていただきますので、当然のことながら県の主体で動く形になろうかと思います。

ただし、こういうように町の道路であるという位置づけも当然あるわけですので、町が地元に関して一緒に進めていくと、交渉に当たるとそういうことは当然あろうかと思います。

以上です。

1 3 番 金額は言ういろいろありますけれど、土地区画整理事業組合の中で、北側のほうにその道路が入ってきますよね。そのときの金額がもう提示されています。その金額は、県と話し合われてやったのか、土地区画整理事業組合と町で決めたのか、あるいは、その中に県も入って決められた金額か、当然少し弾力的な金額だと思いますけれど、金額の計算基礎というのが出てきて、これから土地買収とか、金額提示の中に、あの金額が参考になるということは地主さんに当然資料として渡ると思うんですね。資料というのが渡るということは、取得されると思うんですね。その辺で関連してくると思いますけれど、どういう経過での数字が出てきてるのか、お聞かせ願います。

都市整備課長

区画整理事業の事業計画の中で、算定した金額というのは区画整理事業を進めるために事業費を算定したものでございますので、県が都市計画道路をこれから進めるに当たって、調整された金額ではございません。ただし、県がそういう公共的な道路をつくるときに、つくる手法とかに基づいて、不動産鑑定をかけながら算出しております。ですので、この時点でその金額が道路の参考になると、見方によっては参考になるかもしれませんけれども、その時点で不動産鑑定をした金額ですので、あくまでも土地区画整理事業の進める中に当たっての算定だという、そういう理解でお願いしたいと思います。

1 3 番

不動産鑑定士さんが入って数字が出たということでございますけれど、それでは、その不動産鑑定士を頼んだのは町ですか、県ですか、土地区画整理事業組合ですか。どちらでしょうか。

都市整備課長 事業計画を策定するに当たりまして、それを受託しておられる業者がそういうような手法を使って算定を行ったという形になります。その事業を発注しておられるのは町が事業計画を策定するまでに委託をかけておりますので、そういう関連で見ております。

1 3 番 金額とかそういうことは問題ではなく、どこが土地買収に関しては、主導的にやっていくのか、あるいはトータルでは県がやってくれるということは大体わかつてますし、その中に町の意向も順次入って協議しておられるというような流れも大体わかつてるんですけど、最終的に土地を買収という問題が出てくる。その中でだれが責任を、責任というか最終決定者かということが大変重要だと思いまして、こういう質問をさせていただきました。

それでは、沿線開発の規制について、お聞かせ願いたいと思います。

市街化区域内に関しては大きな問題は、住宅区域ですか、そうすると高さ制限とかそういうのがあると思うんですけど、実は、酒匂縦貫道ができるときに、これはきっちりとした議事録があるわけではないんですけど、でき上がったあとに地元の住民の方々が、ここに信号ができる予定という説明を受けたけれどとか、ここは住宅が建てられるというような説明を受けたから買収に応じたというような話を今でも聞きます。そういうことで、ここに市街化調整区域の中において、規制が考えてられるのかどうか、あるいは、市街化区域内ですけれど、宅地としての規制、高さ規制とか、いろいろな規制をほどこされる予定か、それとも自由にやっていいですよというようなことになってるのか、その辺、もしきちっとできるようでしたら、御発言願いたいと思います。

都市整備課長 沿道は、酒匂縦貫道路からこの255号までの区間は、議員御指摘のとおり調整区域と市街化区域が混在するというか、順番に出てきてしまう区域になってしまいます。ただし、現在のところ市街化区域については用途区分がしっかりと都市計画の中に落としてあるとおり出てきますので、それはそれなりの規制の中でできる範囲の建物、店舗規模とかをやっていただくことになります。それから、調整区域のほうも、現在のところ特に新たな規制等を考えておりませんので、今の調整区域のできる範囲の中で、例えば日常生活にかかわる店舗等沿道開発で、できるという規制がありますけども、そういうものは可能かと思いますけれども、それ以上のものは現在のところ考えておりません。

1 3 番 市街化区域は別として、調整区域は短い期間だと思いますけれど、それが地権者にとっては相当な考え方を持って悩まなきやいけないときだと思うんですね。道路としては絶対やらなきやいけないし、これは私個人

としても進めてほしいと感じますけれど、住民の方々ができる本当に喜ばれるような道路をつくるという努力はしていかないかと思うんですよ、その中で、できた後、私は多分15メートルとか20メートル、トータルでは25メートル近くの幅になってくるのではないかと思いますけれど、地域の方々が分断されることは間違いないですね。そうすると、信号機とかいろいろな問題が地域の要望として上がってくる。そういうものを受け皿で町、当然、県にじかにはなかなか行けませんから。町の担当の方々や、あるいは町の出向者の方々に御意見が来ると、それを吸い上げていただいて県のところでいろいろ話していただくと、そういう工程を順次やっていただいて、なるべくというよりも、本当に住民のエゴでの要望は別として、公共にもっともだと思うような要望はなるべく聞いていただくと、そういう作業、そういう努力が非常に重要ではないかと思いますので、この地域が20メートル道路になったときには、完全に分断されてしまうと思うんです地域コミュニティが。そういう面から考えると、非常に重要ではないかなと思いますので、町側の本当に丁寧なる説明等、丁寧なる提示をお願いしていきたいと考えます。その辺で町でも別の担当課だけでなく、そういう地域の声を拾っていくと、受けていくというような部署とか、あるいはそういう情報収集というようなことも別の部署で、あるいは別のところで多分10年計画ということですから、何か担当者を置くと、そういうようなことを思いますが、町はそのような考え方でどうでしょうか。

町長　　当然、そういうようなことを配慮していかなければならないわけでございますが、いわゆる都市計画道路は、主要中央道になるわけでございまして、いわゆる生活道路との横断というようなことも当然考えるわけでございますけど、いわゆる主要中央道ですから、その道路を円滑に車両通行させるといいますと、新交差点の箇所も限定されてくるというようなことは当然理解していただきなければならないことですし、そんなことにも町としても配慮してまいりたいと考えるところでございます。

過去に、縦貫道のときに信号機がどうしても6カ所つけなければというようなこともありました。公安委員会と道路の敷設をする県とは組織が違いますもので、あくまでも信号機については、県が要望をのんでも、その判断は公安委員会に委ねられておりますし、この辺のところは県行政としても2つ窓口が別だというようなことの中で、ああいう対応もあったかと思いますし、また、沿道にまずその住宅を建てることができるというようなことがあったかもしれませんのが、これは市街化調整区域のその中で許されるものしか建たないというようなことは、これ法のもと

に全て行政は動いておりますもので、建つ場所もあるでしょうし、また建つ要件もあるでしょうが、全て何でも市街化区域のようにものを建てられるというようなことではございませんし、市街化区域においても、用途に応じての物ができるというようなことでございますから、全て規制の中にあるというような認識を持っていただくと、理解していただけるんじやなかろうかなと思うんですが、何でもできるというのは、そういう受けとめ方を都合よくされる方もあるうかと思いますが、あくまでも全て市街化においても調整においても規制があるというような認識を持っていただければならないんじやなかろうかなと考えているところでございます。

1 3 番 町長、答弁いただきましたけれど、行政側とか、専門職の人たちはなかなかわかるんですけれど、地域の人たち、農作業を主体にしておられる方々がなかなか専門的なことがないもので、その辺も丁寧にやっていただければと思います。

それでは、ちょっと踏み切り統廃合の問題に入らせていただきます。

私も過去に何回か質問させていただきましたけれど、同僚議員も何回か質問あったと思うんで、以前の答弁ですとここの都市計画道路ができる、立体交差になったときには、踏み切り統廃合問題が起きる可能性があるというように昨日の答弁の中にもありましたけれど、以前、役場北側のところから溢水でいろいろ問題があった場所から14踏み切り、これに関して統廃合問題がJRとの協議の中で必ず出てくる可能性があるというようなことで答弁いただいております。現在、県がJRと話し合いの中で、その問題が上がってきているかどうか、町側に連絡がきているかどうか、お聞かせ願います。

都市整備課長 踏み切りの統廃合についての要望というか、意見は、JRさん側からは何も今のところ出ていないと聞いております。

以上です。

1 3 番 ないということは、詳細設計にもう入ってきてるというようなことでから、大変いいことかなと、何もこちらからどうこういう必要はない問題だと思います。

それでは、水路のほうお聞かせ願いたいと思います。

アッパーですとなかなか交差が難しくて、予想ではダウンというんですか、下からいくというような格好で水路の問題が出てくる。

大井町においては、御殿場線が縦に流れてきてますから、東側と西側で水路が独立して別に来て、そういう問題で御殿場線渡るところがいろいろな問題が起きてるということで、当然あそこで都市計画道路ができま

すと、水路の問題が、今そのままの水路の幅ではなく、ある程度拡張された水路ということに想像しますけれど、そうした場合にほかの水路の迂回とか、そういうものも考えてきちつとそこの水路を取り組まれる予定かどうか、そしてその水路をいじられるときに、酒匂川左岸の組合との協議が必要かどうか、その辺をお聞かせ願います。

都市整備課長

現時点で、県のほうで詳細の設計に取り組んでもらってるんですけども、都市計画道路を南北に通過する水路がかなりの数あるんですね。約10ぐらいあるんですけども、平面的に交差する部分の水路はそのまま横断というか、都市計画道路を横断できるという形の考えをいただいております。

課題になるのは、JRの交差部と道路が交差して部分にちょうど水路が入っておりますので、その部分の対応をどうするかというのを、これから検討していくという形で町にも相談が来てますけれども、現在のところはどういう方法にするかというのではなく出てません。ですので、土地改良区さんの方にお話をされる件も、現時点では何も出ておりません。

以上でございます。

1 3 番

現在は、水路の問題が詳細設計ができないから、なかなか難しいということですけれど、詳細設計27年度というような予定だと思うんですけど、そうしますと、そのときに先ほどと同じように協議という場が、県が詳細設計でき上がって町がいやというのでは非常に厳しいと思うんですよね。町側もある程度こういうことは問題があつて、水路の地元ですから、よくわかってると思いますから、県にこうしてほしいというような場を持たないと、県が決まったからこうなりましたよということを町は承認できたとしても、地元の農家の方、水路を利用される方が今は大井町の水路というのは、生活水路に入っちゃつてますから、地域住民の人たちの意見もあるんです。そうすると、どれが重要かといいますと、中で折衷案を出すしかないと思いますけれど、その辺があると思いますけど、水路の問題、先ほど規格とか道路規格とかそういう問題は、町がなかなか入れないということでしたけど、水路とか、そういう問題の協議には、町は入れる可能性はないのかどうか、その辺をお聞かせ願います。

都市整備課長

27年度に入りましたて、スタートしたばかりですので、これから本格的な設計業務に取り組んでいくと思います。当然ですけども、水路のお話は、石井議員御指摘のように、県と協議しながら進めてまいりたいと思います。

1 3 番

篠塙バイパスの完成時にうつらせていただきたいと思います。上大井

の町道4号線の県道に格上げのお願い、そして上大井に続く合流地点の問題、これ町長の何力所かの私も同席させてもらった会合での発言であって、多分議会での発言ではないと認識をしております。大変町長の思い入れの強い施策であろうし、我々上大井とか相和に住んでいるものにとって、これは非常に重要な施策であるし、今度の都市計画道路が開通した暁においては、非常に重要な道路だと思いますので、町長の先ほど思い入れ、そして、気持ちは十分伝わり、私は感じておりましたけれど、重ねてお伺いさせていただきますけれど、期限は当然区切れるこはないと思いますけれど、あらゆる機会において、まず第一段階として相和地区からめがねトンネルへ抜けての検討をお願いしていく。その中に問題が出てくるのは私有地の問題ということ、そして、そこから先の上大井赤坂に向けての合流においては、町長の発言かどっかの発言の中に、下山田のところを通って菊川沿いに入って大沢に抜けるというような案も提示されている。これは、町長の現在の思い入れの中なのか、あるいは県のほうにそういう考え方で大井町は動きたいんだというような考え方で申し入れをされているのかどうか、その辺をお伺いします。

町長 町道4号線の問題でございますけど、町道5号線というのがあるわけでございまして、町道5号線は255号線から保育園のところまでが町道5号線になっております。町道5号線は、そこで途切れて、私有地内に入るわけでございまして、これは、都市計画道路として私は私有地を何らかの形で県に移管するか、というようなことも踏まえた中で、将来へ取り組んでいかなければならない課題じゃなかろうかなと、いうように思うわけでございます。県のほうも町道4号線の近年の事故多発、それから重大事故が多く発生しておりますし、そういうような中で、町道4号線の問題は、県もある程度の御理解はしていただいておるところでございます。これを、ぜひ上山田から中屋敷まで来て、いわゆる私有地内のあそこも県道に移管、そして、町道5号線も県道に移管をしてそして、金子開成和田河原線に通ずるような、1つの連携ある線形を持った、いわゆる県道整備をまずはお願いしていこうと、その後は、今度は中屋敷から下山田また、上大井になるか、大沢になるか、これはわかりませんが、線形をきちんと整えた中で、県道として整備をしていただこうと、そんなこともこれは小田原市さんの協力のなければなりませんもんで、先般小田原市長にも内々の話でそういうような取り組みもぜひしていきたいと、また小田原市さんもそういうことが必要じゃなかろうかと、そんなことを申し上げたところでございます。

小田原の日立も、今、閉鎖をされまして、その部隊が神奈川工場のほう

に集約されたというようなことで、小田原から秦野への通勤者も非常に多い路線でありますので、この辺のところは市長もある程度の御理解をいただけたものでございます。

今後、関連機関と連携を図った中で、そのような取り組みをしていく必要があるというようなことでございます。何はともあれ、今の町道4号線の状況であると、企業等の活動も制約がありますし、今後、相和地域の活性化をする上においても、車両の通行制限を持った道路があるということ自体が、道路の機能をしておりませんもんで、そんな働きかけをしていきたいというような考えでございます。

1 3 番 先ほど、その道路に関して、町道、保育園のところは町道であると、その先に町、私有道のところがあるということで、県のほうにとか、小田原には、関連のところには町長が内々ではあるけれど、発言をされるということですけれど、旧第一生命のときには、あの道路が移管とかっていう話がありました。ちょっとそういう話を聞いておりますけれど、この件に関して、ブルックスのほうには、内々とか、個人的とか、そういう発言はされたことがあるかどうか、その辺をお聞かせ願います。

町長 あの道路は非常に工事費がかけてある道路でありますて、県も多分あれだけの事業費をかける道路というのはそうそうないんじやなかろうか、そんなこともあるわけでございますが、これはまだ正式にブルックさんのほうにはお話をしたというような経緯はございませんが、これを移管をしていただかないと線形がとれませんもんで、そうしませんと、いわゆる県道としての機能を持たせる上においても、課題が残ってしまうわけでございまして、これは、今後、県道の協議が進む上の中で、御理解いただけるように努力していくというようなことも、町の大きな仕事の1つじやなかろうかなと、そんな思いを。

1 3 番 町長のそういう発言で、持ってられる方の話もいきなり行って、こうなりましたからお願いしますというわけには、なかなか幾らワンマンつていっていいのかな、社長さんの決定権の重い、甚大な決定権を持っておられる方に幾らできると言つても、きょう行つて明日返事をもらうつてことはできないと思いますから、いろいろな機会でそれらしきことを発言させてもらって、その時点ではスムーズにいけるような方策を願つております。

それでは、路面調査に関して、実は前回のときに質問させていただいた26年度予算での路面調査をやって、その結果はということでしたら3月末に出てくるというようなことで、私とすると、そのときに路面調査をし

たのを26年度にしたのを27年度予算に反映する。そのために調査とか委託をするんだろうと思いましたら、3月31日までに調査結果が来るということで、1年飛んでしまうかなと思いましたのが、27年度予算に一部は劣化が激しいところはやっていくということで、路面調査を、調査結果が来る前にそれを見ながら予算組みをしていただいていると解釈いたします。

ただ、予算の立て方として、工事とか補助金の問題が当然あると思いますけれど、事業を計画されて、委託をされるようなことで次年度にその事業をするときは、議会の議決が終わって3月、4月から始まったときに、8月とか9月ごろまでに調査結果が出て、次の年度の予算を組まれる前にその資料が手元にあって、その資料をもとに新年度の予算を組んでいくという流れの予算の組み方が非常にいいんじゃないかなと思うんですけど、当然、工事は冬場やらないと、なかなか天気の気候の問題とか、いろいろ作業の問題とかあると思うんですけど、事務委託とか、調査とかそういうものに関しては、町長はよく、なるべく9月ごろまでに、いろんな事業を早く執行してやって、結果が出るようにというような発言をされてますけれど、去年、この間の質問で、3月31日に調査の結果が出ればというような発言は、もう少し前倒しができないかなと思うんですけど、予算の組み立て方として、その辺はどうなんでしょうか。

町長 今、国の景気対策だとかいろいろなものが国が補正で持ってくるわけですよ。それと、我々もきょう繰越明許の報告をさせていただくわけでございますが、そういう状況の中と、あわせてその国が出した予算の効果を上げるというようなことなんですね。ですから、26年度に路面調査をやつて終わって、3月末に終わりましたと、28年度にその事業を執行しますということじゃ、国の経済対策にならないわけですよ。ですから、今、国は26年度の補正をどんどん積み上げて、今それを我々に執行しろというようなことをやってるわけです。この辺のところを御理解いただかなきやいけないんじゃないいかと、町は、特に大井町は、新年度予算できちっと事業を上げてこいと、補正で事業なんかしていくようじゃしようがないじゃないかっていうのが大井町の議会の長い間の申し合わせというか、お互いの信頼関係をそれで築いてきてるわけでございますもんで、この辺のところは、国の経済対策だとか、緊急なそういうようなことで来ておりますので、我々も26年度の予算かどうか、場合によっちゃ25年度の国の補正で行くからというようなことだったかもしれませんし、そういうような今日、状況にあるというようなこと、ひとつ御理解を賜りたくお願いするところでございます。

都市整備課長 ただいまの町長の件に合わせて、この路面性状の調査委託ですけれど

も、都市整備技術センター、公益財団の業者が神奈川県下の自治体の希望をまとめて発注をかけてきます。当町はこちら神奈川県の西のほうで、伊勢原市さんと秦野市さんと一緒にこの調査を執行をかけておりますので、ここに同じような歩調で進められましたので、どうしても年度末にかかるいろいろなまとめが入ってくると、それぞれの自治体の事情もありますので、そういう結果になってしまいました。本来であれば恐らく石井議員御指摘のように、前半で調査をしてそれを予算に反映できれば理想的の形かたと思いますけども、今回に限ってこういうまとめの委託発注しておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

1 3 番 理解はしてるんですよね。多分10本あれば、そのうちの1本か2本うまくいかなかったとしても、私の立場とするとその1本か2本もどんどん調査したら反映できるように、なるべくサイクルを短くしてと、町長もそう言われておられますけれど、私は、補正予算でどんどん国から来れば、それを有効に利用したほうがいいかなと思っております。

それでは、マイナンバーに関して質問させていただきます。

私は、質問は実は町民に町から連絡をするということを問題としてるんではなくて、大井町も事業者であると感じてるんですね。ですから、大井町も自分が支払った職員に対してもそうですけれど、我々議員に対してもあるいは、事業執行された支払い、こういうところからマイナンバーを取得する。要するに聞き出す作業というのがあるんだと、そこが町の体制はどうできてるのかなと、当然、町民課だけではなく、いろんなところに取得の場所が変わるはずなんですよ、もちろん支払いは会計管理者が払ってるんだと思うんです。でも契約をやってるところ、あるいは物品を購入してるところ、みんなそこに請求書とかそこにマイナンバーを書きなさいよという制度になってきてるんだと思うんですよ。それをどう管理していくのか、それはどういう準備をしてられるのか、そこを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

企画財政課長 今、現在、マイナンバーにつきましては、10月のナンバー通知、それから1月の発行に向けて準備をしてるところでございますけれども、今現時点では、町民課のほうがその住基台帳を所管してございますので、そこが中心になって進めてございます。

今後につきましては、利用が始まる来年1月から、それ以降につきましては、非常にさまざまな課がそれを利用するという形になってまいりますので、それにつきましては、新たな枠組みといいますか、そのワーキンググループをつくってその中で対処方法を検討していこうというところで、これから動くところでございます。

以上です。

1 3 番 なかなか法律が追いつかないんじやなくて、法律ができないものを準備して想定準備っていうんですか、そういう格好ですから、非常に難しいんだと思うんですけれど、企業においてはいろいろ法人会だとか、税理士会とかそういうものから、いろいろ講習会があって、こういうあなたの会社はこういうことをしなきやいけませんよとか、そういうことを今どんどん来てます。当然、自治体においても、県とか、国とか、国税庁からそういうことの管理に関しての指導とか、講習会とか來てると思う。これを、10月に発送したその後ということで、何月までにするということは出てきてないと思うんですけど、町は例えば収集、新年度から給与明細、給与を請求書を書いてきて、振り込む前にマイナンバーを書いてくださいというような制度は、いつごろから始まるのかどうかと、そういうような指導とか、そういう指示はもう來るのかどうか、それをお聞かせ願えますか。

町 民 課 長 ただいまの御質問のそういった情報が來てるかということですが、今、財政課長、もう1人町民課に関しては情報が今、集中してるとこでございます。そういう利用者に対する情報として、1つには、税務課というものがございまして、その税務課との話の中でもまだ具体的な情報は來てないというような理解でございます。

以上です。

1 3 番 一般法人の場合、私も基礎自治体の法人というんですか、基礎自治体はそういうことを該当するかどうかというのわからぬですよね。一般企業においては、法人番号というのはもう用意されるんですね。ですからこういう文章を読んでいくと、例えば町と事業入札をして契約して支払いを受けるときには、その事業所の番号をそこに書く。書くというよりも、求められるということに書いてありますから、町側から求められるということだと思います。町側は当然Aという会社の法人番号を取得するわけ、取得というか知り得る立場になる。その管理はやっぱり問題になっていると、当然、私は基礎自治体の方々はもう既に講習会とかそういうのが入っているんだと理解しているんですけど、もし別に想定の問題ですから、そういうことがありましたら、しっかり把握していただきまして、間違いがないように、そして私はこの制度はいいことだと思っておりますので、充実した社会環境を手助けしていただければということで質問を終わります。